

南毛利地域包括 だより



平成 29 年 6 月発行 No.22
発行：南毛利地域包括支援センター
厚木市温水西 2-27-38
カーネーションパーク 1 階
電話番号 046-250-1108
ファックス 046-250-1105
メール hokatsu@tomei.or.jp

地域包括支援センターの事務所の建物に、今年も忘れずにツバメが来て来てくれています。これからの抱卵、子育て、巣立ちと、にぎやかな声が聞こえてくるのが楽しみです。

さて、東日本大震災の教訓を踏まえ、平成 25 年 6 月に災害対策基本法が改正されたことに伴い、厚木市でも平成 27 年 10 月に厚木市地域防災計画を改定、合わせて昨年 11 月に厚木市避難行動要支援者避難支援計画を策定しました。

市ではこれまで、災害時要援護者登録（手上げ方式）を実施し、5,000 人を超える登録者がありました。今回の計画では、市が示した基準に見合う方々を災害時避難行動要支援者として抽出し、本人の同意を得た中で、自主防災隊（自治会）、民生委員・児童委員、消防団などの避難支援等関係者に名簿をあらかじめ提供し、いざという時に備えるというものです。もちろん、よく言われる「自助」、「共助」、「公助」の連携を前提としています。

市内の 10 か所の地域包括支援センターにもこの名簿が届くことになっていますので、これから地域ごとに関係者が集まり、どのような体制で実際の避難をしていくことができるか、具体的な検討がされていく予定です。

こんにちは！

地域包括支援センターです



地域包括支援センターは、
厚木市の委託を受けた地域の相談窓口です。
相談に費用はかかりません。
お気軽にご相談ください！

担当地域 戸室、恩名、温水西、長谷、
温水（温水の一部を除く）船子（船子の一部を除く）
営業時間 月～金曜 8:30～17:15
土曜 8:30～12:00
休業日 土曜日午後・日曜・祝日
年末年始（12/30～1/3）



マンションの1階です



カフェスペースでもご相談いただけます

平成 29 年度 第 1 回 南毛利いきいき健康教室

歯科衛生士によるお口の機能と健康についてのお話と
健口体操、リハビリの先生による楽しく健康作りにつ
ながる体操を行います。

お気軽に、お誘いあわせの上、ご参加ください。

いつまでも元気であるための
「おうち」と「からだ」の健康づくり

- ① お口の機能と健康についてのお話、健口体操
- ② 介護予防に関する体操

日時：6月16日（金）午後 1 時 30 分～午後 3 時

会場：南毛利公民館集会室

申し込み締切：6月9日（金）

南毛利地域包括支援センター

046-250-1108 へお申込みください。



昨年度の教室の様子です！



地域の居場所へ行ってきました～はあと♡さろん～

住み慣れた地域での居場所づくりに取り組んでいる、「はあと♡さろん」へおじゃましてきました。「はあと♡さろん」は、は（林）、あ（吾妻団地）、と（戸室）の地域の真ん中にある有料老人ホーム「サービスハウスポロ戸室」にて、ボランティアの皆さんの運営により、月1回開催されています。

当日はお団子づくり、お花見をしながらハーモニカの伴奏に合わせての合唱などを楽しみました。

代表の熊澤さんは、以前に福祉施設で働かれていたご経験もあり、参加者とのコミュニケーションをととても大切にされている印象がありました。

この日は厚木市介護福祉課高齢者支援担当の田中課長もご見学にお見えになり、市内地域にこういった活動が増えていくことは、「地域包括ケア社会」を実現していく上で、大変望ましいとお話がありました。ぜひお誘いあわせのうえ、ご参加してみたいかがでしょう。

【お問い合わせ 080-9980-4401 熊澤さんまで】



高齢者あんしん豆知識～厚木市高齢福祉サービス～

「急にけがをして杖が必要になった」「お風呂の出入りが不安だから手すりをつけておこう」

そんなときには、65歳以上の高齢者の方は下記の高齢福祉サービスが利用できます。

高齢になっても安心して生活できるように、杖などの用具の購入や手すりの設置などには助成が受けられます。地域包括支援センターでは、介護保険のほか、下記の申請もお手伝いしています。必要なときはぜひご相談ください。

（平成29年4月より、高齢者福祉サービスの一部が変更となっています。ご注意ください）



【自立支援用具購入費助成】

厚木市内に住民登録のある、在宅の身体虚弱な概ね65歳以上の方が市内の販売業者や地域包括支援センターが紹介した業者から購入した助成対象品目（中古品は除く）に対して助成します。

	杖	歩行器	補聴器	電磁調理器
助成限度額	1,500円	5,000円	10,000円	5,000円
助成区分	1年	1年	3年	3年

（注）購入してから**1ヶ月以内**に申請してください。申請時には領収書、印鑑（認印）、通帳（カード）が必要になります。杖、歩行器は介護保険に該当しないものが対象となります。



【セーフティ住宅支援事業】

介護保険の認定を受けていない65歳以上の高齢者を対象に住宅の段差解消や手すりの設置などに係る費用を助成します。**工事を始める前に必ず、厚木市セーフティ住宅支援事業事前申請書を提出してください。**

対象者：市内に住所を有する65歳以上の高齢者で、介護保険の要介護又は要支援の認定を受けていない方

対象工事：市内の工務店等が行う次に掲げる工事

1. 室内及び敷地内の手すりの設置
2. 室内の段差の解消
3. 和式便器から洋式便器への取替え
4. すべり防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更

補助額：対象工事の1/2以内で上限3万円まで（予算額が終了すると終了となります）

お問い合わせ：南毛利地域包括支援センター（250-1108）または介護福祉課（225-2220）

編集後記

通勤、訪問の途中に恩曾川にかかる沢山の鯉のぼりを眺め、鯉のぼりに縁の無い私にとってはその大きさに驚きました。風になびく鯉のぼりの横を楽しそうに散歩する地域の皆さんの姿を拝見し、穏やかな春を感じています。

地域包括支援センターへ異動し、約半年。四季折々の景色とともに南毛利地域のことを深く知ることができたら良いなと思っています。（な）

